様式第１号

ｖ

岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付申請書

　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　月　　日

（あて先）岡　崎　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〒　　　－

　　　　　　　　　　　　　 （申請者）住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |
| --- |
| 岡崎市浄化槽転換設置整備事業について、次のとおり市費補助金を交付してください。１　市費補助事業の目的 |
| 　　生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 |
| ２　市費補助事業の内容　 |
| 事業の区分 | 自主的　・　建替　・　増築 | 備考 |  |
| 設置する補助対象浄化槽 | 名称 |  | 人槽 | 人槽 |
| 雨水貯留槽への転用 | 有 ・ 無 | 人槽 | 容量 |  | 　ℓ |
| ３　市費補助事業の予定工期 |
| 令和　　年　　月日 | ～ | 令和　　年　　月日 |
| ４　交付を受けようとする市費補助金の額及びその算出の基礎 |
| 交付申請額 | 円 |
| 算出の基礎（市費補助事業に要する費用） | 円 |
| ５　添付書類 |
| ✔ | **書類名** |
|  | ⑴岡崎市浄化槽転換設置整備事業計画書（別紙１） |
|  | ⑵設置工事見積書（別紙２）又はそれに代わるもの |
|  | ⑶撤去工事見積書（別紙３-１）若しくは転用工事見積書（別紙３－２）又はそれに代わるもの |
|  | ⑷宅内配管工事見積書（別紙４）又はそれに代わるもの |
|  | ⑸浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し |
|  | ⑹浄化槽調書の写し（建築確認による場合） |
|  | ⑺設置場所付近の地図 |
|  | ⑻浄化槽の設置又は撤去(転用)位置並びに排水経路を示す図 |
|  | ⑼算定基準となる建築物の見取り図 |
|  | ⑽指針が適用される補助対象浄化槽にあっては、浄化槽登録証の写し |
|  | ⑾設置する補助対象浄化槽の構造図面 |
|  | ⑿指針が適用される補助対象浄化槽にあっては、登録浄化槽管理票（Ｃ票） |
|  | ⒀小型合併浄化槽機能保証登録制度の対象となる補助対象浄化槽にあっては、保証登録証 |
|  | ⒁浄化槽設備士免状の写し |
|  | ⒂市税の滞納がないことを証する書類（直近１か月以内のもの。写し可） |
|  | ⒃建築物を借りている者にあっては、建築物の所有者の承諾書（別紙５） |
|  | ⒄その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

別紙１

岡崎市浄化槽転換設置整備事業計画書

|  |
| --- |
| １　設置する浄化槽の内容等 |
|  | 申請者 |  | 連絡先 |  |
| 住宅等の所有者 |  |
| 設置場所 |  |
| 浄化槽の名称 |  | 人槽 | 人槽　　 |
| 浄化槽の分類 | □ 窒素除去型浄化槽 □ 燐除去型浄化槽　　　　　　　　□ 窒素及び燐除去型浄化槽　　　　□ その他（　　　　　　　　　） |
| 消費電力 | 定格出力　　　　　　　　ワット以下 |
| ２　工事施工業者 |
|  | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 浄化槽設備士 |  |
| 工事等担当者 |  | 工事等担当者連絡先 |  |
| ３　資金計画表 | （単位　円） |  |
|  |  | 種　　　　　　　別 | 予　　　算　　　額 | 備　　　　　考 |
| 収入の部 | 市費補助額（申請額） |  |  |
|  | うち転換設置整備補助額 |  |  |
| うち撤去補助額 |  |  |
| うち雨水貯留槽への転用補助額 |  |  |
| うち宅内配管補助額 |  |  |
| 自　己　資　金 |  |  |
| 計 |  |  |
|  | （単位　円） |  |
|  |  | 種　　　　　　　別 | 予　　　算　　　額 | 備　　　　　考 |
| 支出の部 | 設置費用一式 |  | 別紙２のとおり |
| 撤去費用一式 |  | 別紙３－１のとおり |
| 転用費用一式 |  | 別紙３－２のとおり |
| 宅内配管費用一式 |  | 別紙４のとおり |
| 計 |  |  |

別紙２

設置工事見積書

令和　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　 連絡先（　　　　　）　　　　－

|  |  |
| --- | --- |
| 浄化槽の名称　 |  |
| 浄化槽の人槽 | 人槽 |
| （単位：円） |
| 種　　　　　　　　　　　　別 |  | 適　　用 |
| １．　本　体　価　格 |  |  |
| ２．　工事費 |  |  |
| 内訳 | ⑴　土工事（掘削・埋戻） |  |  |
| ⑵　土留工事 |  |  |
| ⑶　基礎工事（砕石・基礎コンクリート） |  |  |
| ⑷　据付・水張り |  |  |
| ⑸　ブロワー工事 |  |  |
| ⑹　その他工事（水替等） |  |  |
| ３．　諸経費 |  |  |
| **小　　　計** |  |  |
| **消　費　税** |  |  |
| **合　　　計** |  |  |
| * **既設配管及び枡の撤去費用は除く。**
 |

別紙３－１

撤去工事見積書

令和　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（　　　　　）　　　－

|  |  |
| --- | --- |
| **撤去対象物** | **□くみ取り便槽　　　　　基****□単独処理浄化槽　　　　基　　　□その他（　　　　　　　　　　　　基）** |

**※同じ種類の撤去対象物が２基以上ある場合は、まとめて見積りしてもよい。**

**ただし、異なった種類の撤去対象物がある場合は、それぞれ見積書を作成すること。**

（例、くみ取り便槽と単独処理浄化槽を撤去する場合は、それぞれ見積書の作成が必要。）

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　　　　　　　　別 | 単位数量 | 金　　　額 | 適　　　用 |
| **１．くみ取り・清掃費** | 一式 |  |  |
| **２．撤去工事費** |  |  |  |
| ⑴撤去対象物の撤去費 | 一式 |  |  |
| ⑵埋め戻し土砂費 | 一式 |  |  |
| ⑶その他（　　　　　　　　　） |  |  |  |
| **３．廃棄処分費** |  |  |  |
| ⑴不用部分の廃棄処分費 | 一式 |  |  |
| ⑵その他（　　　　　　　　　） |  |  |  |
| **小計** |  |  |  |
| **消費税** |  |  |  |
| **合計** |  |  |  |
| * **既設配管及び枡の撤去費用は除く。**
 |

別紙３－２

転用工事見積書

　　令和　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（　　　　　）　　　－

**転用対象物**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　　　　　　　　　別 | 単位数量 | 金　　　額 | 適　　　用 |
| **１．くみ取り・清掃・消毒費** |  |  |  |
| ⑴くみ取り・清掃・消毒費 | 一式 |  |  |
| ⑵その他（　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| **２．既設浄化槽内部改造工事費** |  |  |  |
| ⑴内部改造工事費 | 一式 |  |  |
| ⑵不用部分の廃棄処分費 | 一式 |  |  |
| ⑶その他（　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| **３．雨水集水配管工事費等** |  |  |  |
| ⑴工事費 | 一式 |  |  |
| ⑵塩化ビニール管（　　　㎜） | 　　　ｍ |  |  |
| ⑶塩化ビニール管（　　　㎜） | 　　　ｍ |  |  |
| ⑷塩化ビニール管（　　　㎜） | 　　　ｍ |  |  |
| ⑸継ぎ手及び関連資材等 | 一式　 |  |  |
| ⑹土工 | 一式 |  |  |
| ⑺初期雨水分離・分流器等 | 一式 |  |  |
| ⑻その他（　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| ⑼その他（　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| ⑽その他（　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| **４．ポンプ設置費等** |  |  |  |
| ⑴ポンプ本体 | 一式 |  |  |
| ⑵据付費及び調査費 | 一式 |  |  |
| ⑶その他（　　　　　　　　　　　） |  |  |  |

　　　　裏面へ続く

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　　　　　　　　　別 | 単位数量 | 金　　　額 | 適　　　用 |
| **５．貯留水利用給水配管工事費等** |  |  |  |
| ⑴工事費 | 一式 |  |  |
| ⑵水栓 | 一式 |  |  |
| ⑶塩化ビニール管（ＶＰ） | 　　　ｍ |  |  |
| ⑷塩化ビニール管（ＶＰ） | 　　　ｍ |  |  |
| ⑸塩化ビニール管（ＶＰ） | 　　　ｍ |  |  |
| ⑹継ぎ手及び関連資材等 | 一式 |  |  |
| ⑺その他（　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| ⑻その他（　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| ⑼その他（　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| **６．電気工事費等** |  |  |  |
| ⑴工事費 | 一式 |  |  |
| ⑵防水コンセント | 一式 |  |  |
| ⑶防水スイッチ | 一式 |  |  |
| ⑷防護管（ＣＤ管） | 　　　ｍ |  |  |
| 　⑸防護管（ＶＥ管） | 　　　ｍ |  |  |
| ⑹その他（　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| ⑺その他（　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| ⑻その他（　　　　　　　　　　　） |  |  |  |
| **７．廃棄処分費** |  |  |  |
| ⑴不用部分の廃棄処分費 | 一式 |  |  |
| ⑵その他（　　　　　　　　） |  |  |  |
| **小計** |  |  |  |
| **消費税** |  |  |  |
| **合計** |  |  |  |

　　　（単位：円）

別紙４

宅内配管工事見積書

令和　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　 連絡先（　　　　　）　　　　－

|  |  |
| --- | --- |
| （単位：円） | （単位：円） |
| 種　　　　　　　　別 | 単位数量 |  | 適　　用 |
| １．配管布設工事費 |  |  |  |
| 　⑴配管布設工事費 | 一式 |  |  |
| 　⑵その他（　　　　　　　　　） |  |  |  |
| ２．排水桝布設工事費 |  |  |  |
| 　⑴排水桝布設工事費 | 一式 |  |  |
| 　⑵その他（　　　　　　　　　） |  |  |  |
| ３．既設配管撤去費 |  |  |  |
| 　⑴既設配管撤去費 | 一式 |  |  |
| 　⑵その他（　　　　　　　　　） |  |  |  |
| ４．諸経費 |  |  |  |
| **小　　　計** |  |  |  |
| **消　費　税** |  |  |  |
| **合　　　計** |  |  |  |
|  |  |

別紙５

承　諾　書

岡崎市浄化槽転換設置整備事業実施者

　氏　名

　上記の者が、岡崎市浄化槽転換設置整備事業を行うことを承諾します。

　なお、岡崎市浄化槽転換設置整備事業に伴って生じる補助対象浄化槽の設置に要する費用及び私が所有する既設　　　　　　　　　　　　を撤去（転用）する費用は上記の者が負担し、市費補助金の交付は上記の者が受けることを承認します。

　　令和　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　承諾人（建築物等の所有者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　連絡先

様式第２号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 岡崎市指令廃第　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　令　　　　　　達　　　　　　先　）令和　　年　　月　　日付けで交付申請のありました岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金について、次のとおり交付することを決定しました。　　令和　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岡崎市長　氏　　　　　　名１　市費補助金の対象となる事業及び内容は、令和　　年　　月　　日付け岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付申請書のとおりとします。２　市費補助事業に要する費用及び市費補助金の額は、次のとおりとします。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 転換設置整備の補助額 | 撤去補助額 | 雨水貯留槽への転用補助額 | 宅内配管工事の補助額 | 計 |
| 市費補助事業に要する費用 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 市費補助金の額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

３　補助条件は、裏面記載のとおりとします。４　３の内容に承認できない場合は、岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金申請取下げ申請書を提出すること。 |
| 　　　補助の条件１　市費補助事業について⑴　岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付申請に関する事務取扱要領第10項第１号に基づく市費補助事業の変更の場合または市費補助事業を取下げする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。⑵　市費補助事業は、当該年度の２月末日までに実績報告書を提出しなければならない。⑶　申請日時点で設置場所に住民登録が確認できない場合は、実績報告時に住民票を提出しなければならない。２　市費補助事業で設置した浄化槽について⑴　市費補助事業で設置した浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第７条第１項に基づき、当該浄化槽の使用を開始してから３ヶ月を経過した後、５ヶ月以内に愛知県知事が指定した検査機関による検査（以下「法定検査」という。）を受検しなければならない。⑵　市費補助事業で設置した浄化槽は、法第11条第１項に基づき、年に1回の法定検査を受検し、異常が認められた場合は、ただちに必要な措置を講じなければならない。⑶　市費補助事業で設置した浄化槽は常に健全な維持管理を行い、法に基づく清掃及び保守点検を行わなければならない。⑷　市費補助事業で設置した浄化槽は、その交付確定が通知された日から、原則７年以上は使用しなければならない。３　市費補助事業で転用した雨水貯留槽について　⑴　市費補助事業で転用した雨水貯留槽は、機能を良好に保つため次により適正な管理を行うとともに、異常が認められた場合は、ただちに必要な措置を講じなければならない。　　ア　梅雨及び台風等の大雨が予測される時は、能力が十分発揮できるよう雨水貯留槽内の雨水を除去するものとし、土砂、ごみ等が堆積しないよう、定期的に点検を行うこと。　　イ　ポンプ等の定期的な点検を行うこと。　⑵　市費補助事業で転用した雨水貯留槽は、その交付確定が通知された日から、原則７年以上は使用しなければならない。４　その他　　市が必要に応じて実施する市費補助事業で設置した浄化槽又は転用した雨水貯留槽の維持管理状況調査に協力しなければならない。 |

様式第３号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付申請（　変更・取下げ　）承認申請書令和　　　年　　月　　日（あて先）岡　崎　市　長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（　　　　　）　　　　－令和　　　年　　月　　日付け　　岡崎市指令廃第　　　　　　号で交付決定のあった岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付申請について、次のとおり（　変更・取下げ　）したいので申請します。記１　市費補助事業の内容　　　　交付決定年月日　　　　交付指令番号　　　　交付決定額　　￥　　　　　　　　　　．－２　市費補助事業（　変更・取下げ　）年月日令和　　　年　　月　　日３　市費補助事業（　変更・取下げ　）の理由４　変更事項（変更の場合のみ記入）

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

５　添付書類（変更の場合のみ、その根拠となる書類） |

様式第４号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 岡崎市指令廃第　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　令　　　　　　達　　　　　　先　）令和　　　年　　月　　日付けで申請のありました岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付申請変更承認申請について、次のとおり変更することを承認しました。　　　令和　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岡崎市長　氏　　　　　　名１　市費補助金の対象となる事業及び内容は、令和　　　年　　月　　日付け岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付申請変更承認申請書のとおりとします。２　市費補助事業に要する費用及び市費補助金の額は、次のとおりとします。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 転換設置整備の補助額 | 撤去補助額 | 雨水貯留槽への転用補助額 | 宅内配管工事の補助額 | 計 |
| 市費補助事業に要する費用 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 市費補助金の額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

３　補助条件は、裏面記載のとおりとします。４　３の内容に承認できない場合は、岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金申請取下げ申請書を提出すること。 |
| 　　　補助の条件１　市費補助事業について⑴　岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付申請に関する事務取扱要領第10項第１号に基づく市費補助事業の変更の場合または市費補助事業を取下げする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。⑵　市費補助事業は、当該年度の２月末日までに実績報告書を提出しなければならない。⑶　申請日時点で設置場所に住民登録が確認できない場合は、実績報告時に住民票を提出しなければならない。２　市費補助事業で設置した浄化槽について⑴　市費補助事業で設置した浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第７条第１項に基づき、当該浄化槽の使用を開始してから３ヶ月を経過した後、５ヶ月以内に愛知県知事が指定した検査機関による検査（以下「法定検査」という。）を受検しなければならない。⑵　市費補助事業で設置した浄化槽は、法第11条第１項に基づき、年に1回の法定検査を受検し、異常が認められた場合は、ただちに必要な措置を講じなければならない。⑶　市費補助事業で設置した浄化槽は常に健全な維持管理を行い、法に基づく清掃及び保守点検を行わなければならない。⑷　市費補助事業で設置した浄化槽は、その交付確定が通知された日から、原則７年以上は使用しなければならない。３　市費補助事業で転用した雨水貯留槽について　⑴　市費補助事業で転用した雨水貯留槽は、機能を良好に保つため次により適正な管理を行うとともに、異常が認められた場合は、ただちに必要な措置を講じなければならない。　　ア　梅雨及び台風等の大雨が予測される時は、能力が十分発揮できるよう雨水貯留槽内の雨水を除去するものとし、土砂、ごみ等が堆積しないよう、定期的に点検を行うこと。　　イ　ポンプ等の定期的な点検を行うこと。　⑵　市費補助事業で転用した雨水貯留槽は、その交付確定が通知された日から、原則７年以上は使用しなければならない。４　その他　　市が必要に応じて実施する市費補助事業で設置した浄化槽又は転用した雨水貯留槽の維持管理状況調査に協力しなければならない。 |

様式第５号

|  |
| --- |
| 岡崎市指令廃第　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　令　　　　　　達　　　　　　先　）　令和　　年　　月　　日付けで提出のありました岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付申請取下げ承認申請について、次のとおり交付決定を取り消します。　　令和　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岡崎市長　氏　　　　　　名１　交付決定を取り消す市費補助事業は、次のとおりです。⑴　申請者の氏名⑵　申請者の住所⑶　交付申請年月日⑷　交付決定年月日⑸　交付指令番号⑹　交付決定額２　交付決定取消額３　交付決定を取り消す理由 |

様式第６号

岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金地位承継承認申請書

令和　　年　　月　　日

　（宛先）岡　崎　市　長

（申請者）郵便番号

　　　　　住　　所

　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　電話番号

　岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付要綱第９条の規定に基づき、下記のとおり地位の承継の承認を申請します。

１　交付決定番号

２　設置場所

３　交付決定者氏名

４　地位承継者氏名

５　交付決定者と承継者の続柄

６　地位の承継理由が発生した日

　　令和　　年　　月　　日

様式第７号

岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金地位承継承認通知書

廃第　　　　号

令和　年　月　日

　　　　　　　　　様

岡崎市長　中根　康浩

　令和　年　月　日付で提出された岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金の地位の承継申請については、申請のとおり承認します。なお、承認した申請における内容は下記のとおりです。

記

１　交付決定番号

２　設置場所

３　交付決定者氏名

４　地位承継者氏名

５　その他　地位承継者は３の交付決定者の交付決定内容を承継するものとする。

様式第８号

岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金実績報告書

　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

（あて先）岡　崎　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〒　　　－

　　　　　　　　　　　　　 （申請者）住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |
| --- |
| 　令和　　年　　　月　　　　日付け　　　岡崎市指令廃第　　　　　　　号で岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金の交付決定があった事業は、次のとおり完了しました。 |
| １　市費補助事業の内容　 |
| 事業の区分 | 自主的　・　建替　・　増築 | 備考 |  |
| 設置した補助対象浄化槽 | 名称 |  | 人槽 | 人槽 |
| 雨水貯留槽への転用 | 有 ・ 無 | 人槽 | 容量 |  | ℓ |
| ２　市費補助事業の実施工期 |
| 令和　　年　　月　　日 | ～ | 令和　　年　　月　　日 |
| ３　市費補助金の交付決定額及び精算額 |
| 交付決定額 |  | 円 |  |
| 精　算　額 |  | 円 |
| ４　添付書類 |
| ✔ | **書類名** |
|  | ⑴収支精算書（別紙６） |
|  | ⑵設置工事収支精算書（別紙７） |
|  | ⑶撤去工事収支精算書（別紙８－１）又は転用工事収支精算書（別紙８－２） |
|  | ⑷宅内配管工事収支清算書（別紙９） |
|  | ⑸領収書の写し（原本証明をしたもの） |
|  | ⑹工事チェックリスト（別紙10－１又は別紙10－２） |
|  | ⑺工事請負契約書の写し |
|  | ⑻浄化槽法定検査依頼書の副本 |
|  | ⑼浄化槽法定検査契約書の写し |
|  | ⑽浄化槽維持管理（保守点検及び清掃）契約書の写し |
|  | ⑾汲み取り便槽又は単独処理浄化槽の最終清掃実施記録の写し |
|  | ⑿工事完了後の浄化槽の設置又は撤去(転用)位置並びに排水経路を示す図 |
|  | ⒀工事写真（撤去工事及び自主的な転換にあっては宅内配管工事を含む） |
|  | ⒁承認申請を伴う変更以外で交付申請の内容に変更があった場合は、岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付申請に関する変更届（様式第７号）及びその変更に関する書類 |
|  | ⒂浄化槽使用廃止届出書の写し |
|  | ⒃浄化槽使用開始報告書の写し |
|  | ⒄その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

別紙６

収支精算書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　収入の部 | 　　　　　　　　　　　（単位：円） |  |
|  | 種別 | 予算額 | 精算額 | 備考 |
| 市費補助額（申請額） |  |  |  |
|  | うち転換設置整備補助額　 |  |  | 収入見込み |
| うち撤去補助額 |  |  | 収入見込み |
| うち雨水貯留槽への転用補助額 |  |  | 収入見込み |
|  | うち宅内配管補助額 |  |  | 収入見込み |
| 自　己　資　金 |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| ２　支出の部 | （単位：円） |  |
| 種別 | 予算額 | 精算額 | 備考 |
| 設置費用一式 |  |  | 別紙７のとおり |
| 撤去費用一式 |  |  | 別紙８－１のとおり |
| 転用費用一式 |  |  | 別紙８－２のとおり |
| 宅内配管費用一式 |  |  | 別紙９のとおり |
| 計 |  |  |  |

別紙７

設置工事収支精算書

|  |  |
| --- | --- |
| 浄化槽の名称 |  |
| 浄化槽の人槽 |  |

設置費用　　　　　　円

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　　　　　　　別 |  |  | 適　　　用 |
| １　 |  |  |  |
| ２　 |  |  |  |
| 内訳 | ⑴土工事（掘削・埋戻） |  |  |  |
| ⑵土留工事 |  |  |  |
| ⑶基礎工事（砕石・基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ） |  |  |  |
| ⑷据付・水張り |  |  |  |
| ⑸ブロワー工事 |  |  |  |
| ⑹その他工事（水替等） |  |  |  |
| ３　 |  |  |  |
| 小　　　計 |  |  |  |
| 消　費　税 |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |

**※　既設配管及び枡の撤去費用は除く。**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙８－１

撤去工事収支精算書

|  |  |
| --- | --- |
| **撤去対象物** | □くみ取り便槽　　　　　基□単独処理浄化槽　　　　基　　　□その他（　　　　　　　　　　　　基） |

**※同じ種類の撤去対象物が２基以上ある場合は、まとめ記入してもよい。**

**ただし、異なった種類の撤去対象物がある場合は、それぞれ収支精算書を作成すること。**

（例、くみ取り便槽と単独処理浄化槽の撤去の場合は、それぞれ収支精算書の作成が必要。）

撤去費用　　　　　　　　円

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　　　　　　　　別 | 単位数量 | 予算額 | 精算額 | 適　用 |
| **１．くみ取り・清掃費** | 一式 |  |  |  |
| **２．撤去工事費** |  |  |  |  |
| ⑴撤去対象物の撤去費 | 一式 |  |  |  |
| ⑵埋め戻し土砂費 | 一式 |  |  |  |
| ⑶その他（　　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| **３．廃棄処分費** |  |  |  |  |
| ⑴不用部分の廃棄処分費 |  |  |  |  |
| ⑵その他（　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| **小　計** |  |  |  |  |
| **消費税** |  |  |  |  |
| **合　計** |  |  |  |  |

**※　既設排水管及び枡の撤去費用は除く。**

別紙８－２

転用工事収支精算書

**転用対象物**

転用費用　　　　　　　　　　　　円

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　　　　　　別 | 単位数量 | 予算額 | 精算額 | 適　用 |
| **１．くみ取り・清掃・消毒費** |  |  |  |  |
| ⑴くみ取り・清掃・消毒費 | 一式 |  |  |  |
| ⑵その他（　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| **２．既設浄化槽内部改造工事費** |  |  |  |  |
| ⑴内部改造工事費 | 一式 |  |  |  |
| ⑵不用部分の処分費 | 一式 |  |  |  |
| ⑶その他（　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| **３．雨水集水配管工事費等** |  |  |  |  |
| ⑴工事費 | 一式 |  |  |  |
| ⑵塩化ビニール管（　　　㎜) | 　　ｍ |  |  |  |
| ⑶塩化ビニール管（　　　㎜） | 　　ｍ |  |  |  |
| ⑷塩化ビニール管（　　　㎜） | 　　ｍ |  |  |  |
| ⑸継ぎ手及び関連資材等 | 一式 |  |  |  |
| ⑹土工 | 一式 |  |  |  |
| ⑺初期雨水分離・分流器等 | 一式 |  |  |  |
| ⑻その他（　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| ⑼その他（　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| ⑽その他（　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| **４．ポンプ設置費等** |  |  |  |  |
| ⑴ポンプ本体費 | 一式 |  |  |  |
| ⑵据付費及び調査費 | 一式 |  |  |  |
| ⑶その他（　　　　　　　　） |  |  |  |  |

裏面へ続く

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　　　　　　別 | 数量単位 | 予算額 | 精算額 | 適　用 |
| **５．貯留水利用給水配管工事費等** |  |  |  |  |
| ⑴工事費 | 一式 |  |  |  |
| ⑵水栓 | 一式 |  |  |  |
| ⑶塩化ビニール管（ＶＰ） | 　　ｍ |  |  |  |
| ⑷塩化ビニール管（ＶＰ） | 　　ｍ |  |  |  |
| ⑸塩化ビニール管（ＶＰ） | 　　ｍ |  |  |  |
| ⑹継ぎ手及び関連資材等 | 一式 |  |  |  |
| ⑺その他（　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| ⑻その他（　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| ⑼その他（　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| **６．電気工事費等** |  |  |  |  |
| ⑴工事費 | 一式 |  |  |  |
| ⑵防水コンセント | 一式 |  |  |  |
| ⑶防水スイッチ | 一式 |  |  |  |
| ⑷防護管（ＣＤ管） | 　　ｍ |  |  |  |
| ⑸防護管（ＶＥ管） | 　　ｍ |  |  |  |
| ⑹その他（　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| ⑺その他（　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| ⑻その他（　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| **７．廃棄処分費** |  |  |  |  |
| ⑴不用部分の廃棄処分費 | 一式 |  |  |  |
| ⑵その他（　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| **小　計** |  |  |  |  |
| **消費税** |  |  |  |  |
| **合　計** |  |  |  |  |

別紙９

 宅内配管工事収支精算書

|  |
| --- |
| （単位：円） |
| 種　　　　　　　別 | 単位数量 | 予　算　額 | 精　算　額 | 適　　用 |
| １．配管布設工事費 |  |  |  |  |
| 　⑴配管布設工事費 | 一式 |  |  |  |
| 　⑵その他（　　　　　　） |  |  |  |  |
| ２．排水桝布設工事費 |  |  |  |  |
| 　⑴排水桝布設工事費 | 一式 |  |  |  |
| 　⑵その他（　　　　　　） |  |  |  |  |
| ３．既設配管撤去費 |  |  |  |  |
| 　⑴既設配管撤去費 | 一式 |  |  |  |
| 　⑵その他（　　　　　　） |  |  |  |  |
| ４．諸経費 |  |  |  |  |
| **小　　　計** |  |  |  |  |
| **消　費　税** |  |  |  |  |
| **合　　　計** |  |  |  |  |
|  |

別紙10－１

|  |
| --- |
| 工事チェックリスト　　 |
|  |  | 欄 |
| １． | 流入・放流管きょの勾配 | 汚物や汚水の停滞がないか。 |  |
| ２． | 放流先の状況 | 放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。 |  |
| ３． | 誤接合等の有無 | 生活排水が全て接続されているか。 |  |
| 雨水や工場廃水等が流入していないか。 |  |
| ４． | 升の位置及び種類 | 起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。 |  |
| ５． | 流入管きょ、放流管きょ及び空気配管の変形、破損のおそれ | 管の露出等により変形、破損のおそれはないか。 |  |
| ６． | かさ上げの状況 | バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。 |  |
| ７． | 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況 | 保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。 |  |
| 保守点検、清掃の支障となるものが設置されていないか。 |  |
| コンクリートスラブが打たれているか。 |  |
| ８． | 漏水の有無 | 漏水が生じていないか。 |  |
| ９． | 浄化槽本体の水平の状況 | 水平が保たれているか。 |  |
| 10. | 接触材等の変形、破損、固定の状況 | 嫌気性ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材の変形や破損はないか。 |  |
| しっかり固定されているか。 |  |
| 11. | ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼動の状況 | 各装置に変形や破損はないか。 |  |
| しっかり固定されているか。 |  |
| 空気の出方や水流に片寄りはないか。 |  |
| 12. | 消毒設備の変形、破損、固定の状況 | 消毒設備に変形や破損はないか。 |  |
| しっかり固定されているか。 |  |
| 薬剤筒は、傾いていないか。 |  |
| 13. | ポンプ設備（流入及び放流ポンプ）の設置、稼動状況 | ポンプますに変形や破損はないか。 |  |
| ポンプますに漏水のおそれはないか。 |  |
| ポンプが２台以上設置されているか。 |  |
| 設計どおりの能力のポンプが設置されているか。 |  |
| ポンプの固定が十分行われているか。 |  |
| ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼動を妨げるおそれはないか。 |  |
| 14. | ブロワーの設置、稼動状況 | 防振対策がなされているか。 |  |
| 固定が十分行われているか。 |  |
| アースはなされているか。 |  |
| 漏電のおそれはないか。 |  |
| 15. | その他 |  |  |
| 　上記のとおり確認したことを証します。 |
| 　　令和　　　年　　　　月　　　　日 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当浄化槽設備士氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  |

別紙10－２

工事チェックリスト　　　（雨水貯留槽工事用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 欄 |
| １． | 流入管きょの勾配及び接合 | 流入水の停滞がない。 |  |
| 生活排水が接合されていない。 |  |
| 雨どいを通じて、雨水の集水が可能である。 |  |
| ２． | 流入管きょの変形及び破損のおそれ | 管の露出等による変形や破損のおそれがない。 |  |
| ３． | 槽本体の上部及びその周辺の状況 | 維持管理に支障となるものがない。 |  |
| ４． | 漏水の有無 | 槽から漏水が生じていない。 |  |
| ５． | 槽本体の水平の状況 | 槽本体の水平が保たれている。 |  |
| ６． | 接触材等の撤去状況 | ろ材、接触材等が撤去されている。 |  |
| ７． | ポンプの固定及び稼動の状況 | 各装置に変形及び破損がない。 |  |
| 固定されて、防振対策がなされている。 |  |
| 散水が可能である。 |  |
| アースがなされている。 |  |
| 漏電のおそれがない。 |  |
| ８． | その他 | 衛生害虫対策がなされている。 |  |
| 安全対策がなされている。 |  |
| オーバーフロー水は公共用水域へ排水される構造である。 |  |
| 　上記のとおり確認したことを証します。 |
| 　　　令和　　　年　　　　月　　　　日 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　雨水貯留槽工事業者　　　 住所氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  |

様式第９号

|  |
| --- |
| 岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付申請に関する変更届令和　　　年　　　月　　　日（あて先）岡崎市長　　　　　　　　　　　　　（届出者）住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　㊞　岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付申請にあたり、下記事項を変更します。記 |
| 設置場所住所 | 新 | 岡崎市 |
| 旧 | 岡崎市 |
| 浄化槽工事業者の住所・名称 | 新 | 住所 |  |
| 名称 |  |
| 旧 | 住所 |  |
| 名称 |  |
| 浄化槽設備士の氏名　 | 新 |  |
| 旧 |  |
| 浄化槽の名称 | 新 |  |
| 旧 |  |
| 浄化槽の型式認定番号及び年月日 | 新 | 型式認定番号 |  |
| 年月日 |  |
| 旧 | 型式認定番号 |  |
| 年月日 |  |
| その他（　　　　　　　　） | 新 |  |
| 旧 |  |

様式第10号

|  |
| --- |
| 岡崎市指令廃第　　　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　令　　　　　　達　　　　　　先　）令和　　年　　月　　日付けで実績報告のあった岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金については、次のとおり確定しました。　令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岡崎市長　氏　　　　　　名１　交付決定額　￥　　　　　　　　　　．－２　　￥　　　　　　　　　　．－　３　補助の条件は、裏面記載のとおりとします。 |
| 　　　補助の条件１　市費補助事業で設置した浄化槽について⑴　市費補助事業で設置した補助対象浄化槽は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第７条に基づき、当該補助対象浄化槽の使用を開始してから３ヶ月を経過した後、５ヶ月以内に愛知県知事が指定した検査機関による検査（以下「法定検査」という。）を受検しなければならない。⑵　市費補助事業で設置した補助対象浄化槽は、法第11条に基づき、年に1回の法定検査を受検し、異常が認められた場合は、ただちに必要な措置を講じなければならない。⑶　市費補助事業で設置した補助対象浄化槽は、常に健全な維持管理を行い、法に基づく清掃及び保守点検を行わなければならない。⑷　市費補助事業で設置した補助対象浄化槽は、交付確定が通知された日から、原則７年以上は使用しなければならない。２　市費補助事業で転用した雨水貯留槽について　⑴　市費補助事業で転用した雨水貯留槽は、機能を良好に保つため次により適正な管理を行うとともに、異常が認められた場合は、ただちに必要な措置を講じなければならない。　　ア　梅雨及び台風等の大雨が予測される時は、能力が十分発揮できるよう雨水貯留槽内の雨水を除去するものとし、土砂、ごみ等が堆積しないよう、定期的に点検を行うこと。　　イ　ポンプ等の定期的な点検を行うこと。　⑵　市費補助事業で転用した雨水貯留槽は、その交付確定が通知された日から、原則７年以上は使用しなければならない。３　その他　　市が必要に応じて実施する市費補助事業で設置した浄化槽又は転用した雨水貯留槽の維持管理状況調査に協力しなければならない。 |